

富田林市週休2日工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、建設業の労働環境を改善し、建設業における将来の持続的な担い手確保を図るための取組みとして、週休2日の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、特記仕様書において、「週休2日工事」であることを明示し、発注する建設工事とする。ただし、次の各号に掲げる工事については、対象外とする。

- (1) 緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事や緊急突発工事）
- (2) 現場作業（準備、後片付け期間を除く）が1週間未満（不稼働日を除く実稼働日数が5日未満）の工事
- (3) 単価契約工事
- (4) 供用開始日が定められ、完成期日が指定される工事（社会的要請や現場条件の制約により現場閉所を行うことが困難となる工事も含む）

(発注方式)

第3条 週休2日工事は、発注者指定方式（発注者が、月単位の週休2日の現場閉所に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計より計上する方式）により発注するものとする。

(用語の定義)

第4条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日工事

① 月単位の週休2日

対象期間内において、全ての月で現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上閉所を行っている場合は、達成しているとみなす。

② 通期の週休2日

対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(3) 現場閉所率

対象期間の日数に対して、現場閉所を行った日数の割合をいう。

(4) 対象期間

工期の始期日から工事完成日までの期間をいう。なお、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、各種検査期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。



① 準備期間

工期の始期日から現場着手日までの期間とする。

② 後片付け期間

現場完成日から工事完成日までの期間とする。

③ 夏季休暇

受注者が夏季休暇を取得するため現場を閉所する期間とし、連続した3日間とする。なお、受注者の計画的な休暇取得のため、受発注者が合意のうえ夏季休暇期間を変更することができる。また、夏季休暇期間に土日が含まれる場合、対象期間から除外するものとする。

④ 年末年始休暇

本市の閉庁期間である12月29日から1月3日までの6日間とする。なお、受注者の計画的な休暇取得のため、受発注者が合意のうえ年末年始休暇期間を変更することができる。また、年末年始休暇期間に土日が含まれる場合、対象期間から除外するものとする。

(5) 土木主管工事

土木工事積算基準及び下水道用設計標準歩掛表により積算された工事をいう。

(積算方法)

第5条 補正方法については、次によるものとする。

- 1 土木主管工事においては、大阪府都市整備部「週休2日工事」実施要領に準じた補正係数により労務費率、機械経費(賃料)率、共通仮設費率、現場管理費率並びに市場単価及び標準単価を補正する。
- 2 積算及び変更方法については、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を乗じた上で当初の予定価格を作成する。ただし、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日以上の現場閉所の達成が見込まれない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除いた変

更を行うものとする。

(実施方法)

第6条 週休 2 日工事の実施を届け出た受注者は、当該工事において月単位の週休 2 日を確保しなければならない。

2 受注者は契約した工期の中で週休 2 日工事を実施するものとし、週休 2 日の確保を事由にした工期の変更は行わない。

3 受注者は「現場閉所（計画・実施）書」（様式 1）により、当月の現場閉所計画については前月中に、当月の現場閉所実績については翌月に速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画書は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工完成日に提出するものとする。

4 月単位の週休2日実施の履行確認は、月毎に監督員が行うこととする。確認方法は、当月の週休2日の達成状況について、現場閉所実績書により行う。

5 受注者は「現場閉所報告書」（様式 2）を工事完成日に監督員に提出する。監督員は提出された現場閉所報告書により、月単位の週休2日の達成状況について確認する。

6 受注者は、週休2日工事に取り組んでいる旨を公衆の見やすい場所に掲示する。

週休2日工事 建設現場の働き方改革を推進するため、この工事現場は、 週休2日に取り組んでいます。
--

【A3 サイズ以上】

(振替休工の扱い)

第7条 週休2日工事において、施工条件や地元条件等、受注者の責によらず土日に施工を行わざる得ない場合は、受発注者間で事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、週休2日工事における振替休工の扱いは次のとおりとする。

① 月単位の週休 2 日

- ・同一月内の月曜日から金曜日に限り、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、振替休工を指定する月については、現場閉所率が 28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を行うものとする。
- ・同一月内における振替休工の使用回数に制限はない。
- ・悪天候による振替休工はできるものとする。

② 通期の週休2日

- ・対象期間内の月曜日から金曜日に限り、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、振替休工を指定する場合は、対象期間において、現場閉所率が 28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を行うものとする。
- ・対象期間における振替休工の使用回数に制限はない。

・悪天候による振替休工はできるものとする。

(夜間工事の扱い)

第8条 夜間工事で曜日を跨ぐ場合、夜間工事開始の曜日を作業日(現場稼働日)とするものとする。

(留意事項)

第9条 受発注者は、月単位の週休2日、または通期の週休2日の達成にあたって、1週2休(原則として土曜日及び日曜日)を確保できるように努めること。

2 月単位の週休2日が達成できなかった場合でも工事成績の減点を行わないが、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点する。

3 監督員は現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。

4 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(その他)

第10条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「富田林市入札等参加停止要綱」「富田林市工事請負契約約款」に基づき厳正に対応する。

2 本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

総括監督員	主任監督員	監督員

監督員様

現 場 閉 所 (計 画 ・ 実 績) 書

令和 年 月

(注) 備考には現場着手日、工事完成日、対象外期間の内容等を記入。
(注) 対象外期間とは、年末年始6日、夏季休暇3日、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間をいう。

現場閉所率 : %

8日/28日以上 : 28.5%以上

ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、「当月の休休2日達成」とみなす。

夜間工事は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、達成となる。

(様式2)

総括監督員	主任監督員	監督員

令和 年 月 日

監 督 員 様

受注者
現場代理人

現 場 閉 所 報 告 書

工 事 名 称 :
工 事 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
現 場 着 手 日 : 令和 年 月 日
工 事 完 成 日 : 令和 年 月 日

年 月	総日数	総日数のうち 対象外期間	総日数のうち 対象期間	現場閉所 実績日数	月単位の 週休2日達成

合計				
----	--	--	--	--

※ 月単位の週休2日が達成できなかった場合、その理由を記入すること。

理由: _____